

事業概要説明シート

事務事業番号 30805

| | | | |
|--------|--------|------|-------|
| 事務事業名 | 生活支援事業 | | |
| 事業開始年度 | 昭和45年度 | 担当部署 | 福祉総務課 |

| | |
|-----------------|--|
| 根拠法令 | ①枚方市くらしの資金の貸付けに関する条例及び施行規則②枚方市住宅手当緊急特別措置事業実施要綱 |
| 実施方法 | <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:②については社会福祉協議会に委託) <input type="checkbox"/> その他() |
| 目的 (何のために) | 貸付や給付を行うことで、市民の生活の自立を支援し、生活の安定を図る。 |
| 対象 (誰・何を対象に) | ・一時的な生活困窮世帯で、一定要件をもとに生活費の貸付けを行う。 ・離職によって住宅を失っている又は、そのおそれのある方へ住宅手当の給付を行う。 |
| 事業内容 | ①一時的に生活に困っている方に対し資金の貸し付けを行い世帯の自立更生を図ることを目的とする。対象は一時的困窮、天災・その他不慮の災害、高額療養費支給該当者等で、貸付の条件として、世帯の収入が生活保護基準額を超え2倍の額以下であること、枚方市内に3ヵ月以上居住などである。貸付金額は13万円までは連帯保証不要で13万円を超えて20万円までは連帯保証人が必要となる。返済は2年4月以内(据置期間含む)で無利息。②離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち住宅を喪失または喪失するおそれのある方を対象に、単身世帯42,000円、複數世帯55,000円を上限に収入に応じて調整した家賃額を大家等に代理納付する。支給期間は最長6ヵ月(一定の要件により3ヵ月延長の要件あり) |
| 類似事業 | ①くらしの資金については他市でも同様の制度があり、貸付金額や貸付要件はさまざまである。②住宅手当は国の事業であり内容は同じであるが担当課や事業実施手法(委託・直営)は異なる。 |
| 事業の必要性 | ①生活保護受給手前での最後のセーフティネットであり、転職時の無収入期間の支援や高額な医療費の支払いなどを主な内容としており、様々な困窮理由による支援を行えるくらしの資金は、一時的困窮世帯に対して必ず必要である。②住居を喪失することは生活や就職が困難になり必要である。 |

| コスト | | H22年度決算 | | H23年度決算 | | H24年度当初予算 | |
|-----------|-------|----------|-------|----------|-------|-----------|-------|
| | | 従事職員数 | 概算人件費 | 従事職員数 | 概算人件費 | 従事職員数 | 概算人件費 |
| 正職員 | 1.43人 | 11,603千円 | 1.43人 | 11,569千円 | 1.43人 | 11,440千円 | |
| 再任用職員 | | 0千円 | 0.79人 | 2,726千円 | | 0千円 | |
| 非常勤職員等 | 0.20人 | 289千円 | | | | | |
| 人件費計(A) | | 11,892千円 | | 14,294千円 | | 11,440千円 | |
| 直接経費(B) | | 75,127千円 | | 30,744千円 | | 44,552千円 | |
| 総事業費(A+B) | | 87,019千円 | | 45,038千円 | | 55,992千円 | |

| 財源内訳 | | H22年度決算 | | H23年度決算 | | H24年度当初予算 | |
|-------------|----------|---------|----|----------|----|-----------|----------|
| 国庫支出金 | | | 千円 | | 千円 | | 千円 |
| 府支出金 | 55,126千円 | | 千円 | 30,744千円 | | 千円 | 44,552千円 |
| 受益者負担(使用料等) | | | 千円 | | 千円 | | 千円 |
| その他 | | | 千円 | | 千円 | | 千円 |
| 一般財源 | 31,893千円 | | 千円 | 14,294千円 | | 千円 | 11,440千円 |

| 平成23年度 事業費の主な内訳 (人件費除く) | 内 容 | 金 額 |
|-------------------------------|-------|----------|
| | ②住宅手当 | 15,496千円 |
| | ②委託料 | 15,248千円 |
| | | 千円 |

事業概要説明シート

事務事業番号 30805

| | | | |
|--------|--------|------|-------|
| 事務事業名 | 生活支援事業 | | |
| 事業開始年度 | 昭和45年度 | 担当部署 | 福祉総務課 |

| | 活動指標もしくは成果指標 | 単位 | H22年度 | H23年度 | H24年度(見込み) |
|----------------------------------|---|---|-------|-------|------------|
| 活動実績 | ① 暮らしの相談件数 | 件 | 722 | 605 | 650 |
| | ② 住宅手当相談件数 | 件 | 951 | 320 | 280 |
| | ③ | | | | |
| 単位当たりコスト (総事業費/活動指標) | ① | | | | |
| | ② | | | | |
| | ③ | | | | |
| 成果目標 (目標とする成果) | 一時的困窮世帯の自立更生、離職者の生活安定 | | | | |
| 比較参考値 (他自治体での事業の例など) | ①他市自治体についても同じような貸付制度はあるものの、貸付金額や貸付要件が違うことから比較は難しい。また、貸付の資金についても基金の運用方法や予算措置方法が違うため比較は難しい。 | | | | |
| 特記事項 | 平成22年度の決算額は国庫償還金があるため実績数値として計上されるが、純粋な事業費記載の関係から(H21年、事業開始時の国庫支出金)を除いた額となっている。 生活保護ぎりぎりの世帯について最後のセーフティネットであるため重要な制度であるが、暮らしの資金の回収率の向上を継続して取り組む必要がある。 | | | | |
| 一次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策 | 改善 | 住宅手当は今年度で終了する予定である。引き続き相談者の生活が安定するように、関係機関と連携を図りながら支援を行っていく。 | | | |
| 一次評価結果 | 暮らしの資金のあり方について見直しが必要では | | | | |
| 二次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策 | 改善 | 現在の住宅手当は今年度で終了する予定であるが、住宅手当の恒久化なども国で検討されていることから動向を注視したい。暮らしの資金の制度については、生活保護ぎりぎりの世帯について最後のセーフティネットであり、必要な制度であると考え。回収率の引き上げについては、議会や包括外部監査時に回収率引き上げ方策(初回返済期日のお知らせ、初回返済期日に遅れた人に対する督促、過去の債権に対する電話、郵便、訪問による督促)を説明しており、引き続き取り組みを進めたい。 | | | |